

様式第 6 号別紙用

平成 26 年度 第 3 回 市川市 環境審議会 会議録

清水課長 ただいまから、「平成 26 年度第 3 回 市川市環境審議会」を開催させていただきます。

本日は 3 名の委員から、ご欠席のご連絡をいただいております。ご欠席は、小倉裕直委員、大野京子委員、辰田享一委員でございます。

委員総数 17 名のうち半数以上の 14 名の御出席をいただいておりますので、市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立していますことをご報告いたします。

それでは市川市環境審議会条例の規程に基づきまして会長より議事の進行をお願いいたします。

鮎川会長 ありがとうございます。

それでは、平成 26 年度第 3 回市川市環境審議会をこれから開会したいと思います。

2 月にはなってしまったのですがけれども今年になって初めての会合ですのであけましておめでとうございますというのもちょっと変ですがけれども新年にあたって、また今年 1 年皆様のご協力を頂いて良い環境審議会を開いて行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは先ほど事務局からの報告にありましたように、本日は 3 名の委員が欠席でございますが、委員の半数以上のご出席がございますので、市川市環境審議会条例第 6 条により本会議は成立しております。

次に、会議の公開・非公開につきまして、ご検討いただきます。

本日の議題に関しまして、個人情報等の非公開条件等はございません。

公開ということによろしいでしょうか。

【 「異議なし」 の声あり。 】

ご了承いただきましたので、本日の審議会は公開といたします。
 本日の傍聴者は何名でしょうか。

清水課長 いらっしゃいません。

鮎川会長 了解しました。

それでは、議題を始める前に、本日の予定について事務局からご説明をお願い

いたします。

清水課長 環境政策課長の清水でございます。
本日の予定について、ご説明させていただきます。
本日は、皆様にお配りさせて頂きました次第に沿い、先ほど市長より諮問させて頂きました事項につきまして、ご審議をお願いするものでございます。
終了時間は、午前 11 時 30 分を予定としております。
以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございます。
それでは、議題を進めます。
「次第 4 諮問事項について」、始めに事務局からご説明をお願いします。

水原主幹 おはようございます。
環境政策課の水原と申します。よろしくお願いいたします。
審議会委員の皆様には日頃より、環境行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
私の方からは、お手元に配布いたしました資料 1 から資料 4 までについてご説明をさせていただきます。資料 1 は A4 で 4 ページ分ございますが、まず一通り、資料の補足説明を加えながらご説明をさせていただきます。なお説明終了後、ご質問をいただく形で進めさせていただきます。

早速ですが、一番はじめに資料 1「1. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは」と資料 2「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間」を併せてご覧ください。

本市の地球温暖化対策につきましては、平成 21 年 3 月に市川市から排出される温室効果ガスを削減するための地球温暖化対策地域推進計画を策定し、平成 21 年度から平成 28 年度までを計画期間とし、この計画に基づき地球温暖化対策に関する施策を推進しているところです。

計画期間の中間年度に見直す予定でしたが、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に、エネルギー政策や地球温暖化対策の国の動向などに先行きが不透明な状態が続いていたため、見直しを先延ばしにする形になりました。

しかし、国が暫定的な温室効果ガスの削減目標を発表するとともに、新たな「エネルギー基本計画」を昨年 4 月に閣議決定するなど、計画を取り巻く状況に一定の方向性が示されていること、また近年、地球温暖化の影響が、より顕在化してきており、影響による被害の防止・軽減ということにも的確に対応し

ていく必要があることから、計画の見直しを行うとともに、現行の計画期間が平成28年度までの残り僅かとなっているため、資料2のとおり1年前倒しする形で次期計画として改定するものです。

次に、資料1「2. 計画の基本的事項」をご覧ください。

この計画で削減の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素をはじめ、7種類を対象としますが、削減量の把握については排出量全体の約90%を超える二酸化炭素を中心に行い、施策を進めていくものです。

なお、次期計画では計画期間を平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間としております。

続きまして、資料1「3. 計画の将来像」をご覧ください。

この計画では、2050年までの長期目標を視野において持続可能な低炭素社会の形成を目指し、地域から地球温暖化対策に取り組んでいくとともに、その取り組みの継続性を将来にわたり確保していく必要があることから、まちの「将来像」を示すことといたします。

この将来像の設定にあたりましては、「再生可能エネルギーの導入の促進とエネルギーの合理的な利用」、「低炭素なまちづくり」、そして「これらに取り組む人づくり」を温暖化対策の軸とし、本市の緑豊かな文教・住宅都市としての魅力を将来にわたって、融合していくことにより、活力に満ちたまちづくりを目指すものです。

黒丸で示しました5つのまちづくりの目指すべき方向性を踏まえ、計画の将来像としましては、「自然と文化に生まれ、活力に満ちた 低炭素なまちいちかわ」と定めるものでございます。

次に、資料1「4. 計画の基本目標」をご覧ください。

計画の将来像を実現していくため、3つの「基本目標」を設定いたします。

基本目標1としては、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大を柱とする「低炭素なエネルギー対策の推進」。

基本目標2としては、公共交通機関の利用促進などの交通対策や、都市緑化の推進、ごみの減量化などを柱とする「低炭素なまちづくりの推進」。

基本目標3としては、低炭素型のライフスタイルや事業活動の推進や市民、事業者、市との協働による対策の取り組みを柱とする「低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり」となります。

次のページをお願いいたします。

資料1「5. 市川市の二酸化炭素の排出量の現況」についてです。

まず、はじめに「円グラフ」をご覧ください。この円グラフは、2011年度に市川市から排出された二酸化炭素の排出量について、部門別の構成比を示したものです。この円グラフから、排出割合としては産業部門が最も多くを占め、次いで民生家庭部門が占めていることがわかります。

次に、右の棒グラフ、1990年度から2011年度までの二酸化炭素の排出量の経年変化についてご覧下さい。市川市から排出される二酸化炭素の排出量が1990年度比で2011年度に35.3%減少していることがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、その下の折れ線グラフをご覧ください。これは、1990年度の各部門の排出量を100としたときにその後の増減の傾向を示したものです。この折れ線グラフから、産業部門は大幅に二酸化炭素の排出量が減少しているものの、民生家庭部門は二酸化炭素の排出量が大幅に増えていることがわかります。

次に、資料1「6. 市川市の二酸化炭素排出量の削減目標」をご覧ください。

国は自治体が計画を策定する際の手引きを作成しており、削減目標は、この手引きの考え方に基づいて、設定しています。手引きでは、短期・中期・長期という3つの年度設定を推奨しており、それぞれ2020年度、2030年度、2050年度となっております。ただし、市川市の基本構想の目標年度が2025年度であることとの整合性を図る意味から、この計画では、中期は2030年度ではなく、2025年度として設定しています。

また、いつを基準年度として削減目標を掲げるかについてですが、国の第4次環境基本計画や近年の国際社会の動向を踏まえ、2005年度といたします。

なお、棒グラフ中に「現況年度」と記載されていますが、これは二酸化炭素の排出量に算出に必要な最新の統計データが全て揃う年度が2011年度にあたることを示しています。

次に、一番下の緑色と黄色の表中に短期目標である2020年度と中期目標である2025年度の削減効果量の記載がありますが、これは国立環境研究所が試算した国全体における削減効果量を参考に、市川市において今後実施が想定される国・自治体の施策効果と長期目標から設定したものになります。

長期目標の70%削減は高い目標設定となっておりますが、これは2050年のまちの将来像の実現に向けた意欲的な目標であり、この長期目標を見据え、市川市の短期目標は15%削減、中期目標は20%削減、長期目標は70%削減という設定をしています。

世界全体の地球温暖化対策の目標として、世界の平均地上気温の上昇を産業革命前から2℃以内に抑えることとしており、そのためには2050年までに世界

全体で温室効果ガスを 50%削減し、一人当たりの年間排出量を約 2 t にすること、さらに今世紀中には温室効果ガスの排出量をゼロにすることが IPCC 報告書などの科学的知見に基づいて求められております。

我が国においては、2050 年に温室効果ガスの排出量を一人当たり約 2t にしようとする、温室効果ガスを 80%削減しなくてはならないとされています。

市川市において、市内から排出される 1 年間の二酸化炭素排出量を市民一人当たりで換算すると、2005 年度は約 6 トンを排出しており、2050 年に 70%の削減目標を達成すると約 2 トン以下になると推計されます。

なお、国の温室効果ガス削減の長期目標は、基準年度 1990 年度比で 80%削減であり、基準年度を 2005 年度比にすると 70%削減となり、市の長期目標は国の長期目標に整合するものであることを申し添えます。

次のページに移ります。資料 1「7. 計画の施策体系」をご覧ください。

これは、本計画の計画期間が 2016 年度から 2020 年度までの 5 年間となりますので、2020 年度の短期目標の達成に向けて、市がどのような施策に取り組んでいくのかを左から右に流れる形で体系化したものです。

一番左に、先ほどご説明した「将来像」、それから将来像を実現していくための 3 つの「基本目標」、そして基本目標ごとに施策目的と取り組み項目という形で体系化したものとなっています。

基本目標 1 に基づく施策目的・取り組みは、公共施設、事業者、市民への再生可能エネルギーの導入拡大と、省エネルギー対策の推進を柱としています。この施策目的・取り組み項目に基づき、具体的な取り組みや事業が行われることとなります。

一例を説明させていただきますと、恐れ入ります、資料 4「市川市地球温暖化対策実行計画 区域施策編 案」の 57 ページをお願いいたします。

②市の取り組みの「I-①公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進」についてですが、この具体的な内容としましては、右側にあります「公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進します。今後予定されている市役所新庁舎の建設事業や道の駅整備事業では、太陽光発電システムの導入を図っていきます。」というものでございます。

次に、その 2 つ下の「I-③公共施設の省エネルギー対策の推進」についてですが、「市役所新庁舎の省エネ対策」の具体的な内容については、「市役所新庁舎の建設事業において、高効率機器の導入等による省エネルギー化や省資源化の推進を通じて環境負荷の低減に寄与し、地球にやさしい庁舎を実現していきます。さらに、維持管理にすぐれた構造や材料の導入などにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を目指していきます。」となっております。

同じく 58 ページをご覧ください。

「Ⅰ-⑤面的エネルギー対策の導入手法の調査・検討」についてです。

この具体的な内容は、「再開発整備事業や土地区画整理事業等の市街地整備において、再生可能エネルギー等の導入、計画エリア内の建築物の省エネルギー対策等の導入について、調査・検討を進めていきます。」となっております。

基本目標 2 に基づく施策目的・取り組みは、緑地の保全及び都市緑化の推進、交通対策の推進、循環型社会形成の促進を柱としています。具体的な取り組み内容は、同様に、資料 4 の 62 ページの「5-4 低炭素なまちづくりの推進」の②市の取り組み以降、67 ページまでに、それぞれ記載されております。

基本目標 3 に基づく施策目的・取り組みは、市民、事業者、市との協働の推進、環境学習の推進等による人材の育成確保や実践行動の促進を柱としています。この目標の具体的な取り組み内容につきましては、資料 4 の 68 ページ「5-5 低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり」から、71 ページまで取り組み内容が記載されております。

続きまして、資料 1 「8. 各基本目標における取り組みの指標」をご覧ください。本計画は、二酸化炭素の総量の削減目標の他に、取り組みの施策効果や進捗状況の把握と評価を補完するために、基本目標ごとに取り組みの指標を設けています。なお、取り組みの指標は毎年度の進捗状況の把握を目的に作成しているため、計画の施策体系における取り組み項目の全てを網羅している訳ではありません。

取り組み指標の一例を申し上げますと、基本目標 1 の「Ⅱ住宅用太陽光発電システムの設置総キロワット数」について、資料 4 の 60 ページでご説明させていただきます。③取り組みの指標の表をご覧ください。施策の指標「住宅用太陽光発電システムの設置総キロワット数」ですが、現状 10,453kW のところ、目標 2020 年度には 22,000kW とさせていただきます。民生家庭部門における市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量は、現状 1.30t-CO₂/人ですが、目標年度には 1.10t-CO₂/人とするものでございます。

この様に、資料 4 のそれぞれの施策目的の②市の取り組みの後に設けたものが③取り組みの指標で、それを一覧にまとめたものが資料 1 「8. 各基本目標における取り組みの指標」の箇所でございます。なお、指標の一番下の「エコライフの実践率」については、市川市が運営する登録制のアンケート制度である e-モニター制度（e モニ）を活用し、定期的に実践率を把握する中で進捗状況を把握してまいります。

次のページをお願いいたします。

資料1「9. 地球温暖化対策に対する適応策の推進」についてです。地球温暖化の対策は大きく分けて2つあります。1つは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。

私たちはまず、温暖化の原因に直接働きかける「緩和」を進めることが必要です。一方で、最善の緩和の努力を行ったとしても、世界の温室効果ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後十数年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができないといわれています。

また、わが国でも異常気象によるゲリラ豪雨や台風の強大化による自然災害など、既に温暖化の影響と考えられる事象が現れつつあります。したがって、「緩和」と同時に差し迫った影響への対処として、「適応」の取り組みも不可欠となるものです。

そこで、この適応策で温暖化の影響による被害を防止・軽減し、あるいは、その便益を提供しようとするものです。国としても、今年の夏には適応計画を策定する予定であることを踏まえ、本計画では調査・検討を進めていくこととして位置づけるものです。具体的な適応策の項目としては、1. 健康対策、2. 災害対策、3. 農業対策、4. 自然生態系対策となっております。

次に資料1「10. 地球温暖化対策がもたらすコベネフィット（副次的効果）」をご覧ください。

地球温暖化対策の分野ごとや個別の取り組みは、温室効果ガスの削減という効果の他に社会的、経済的な効果が期待できます。こうした効果を狙うことで、広く、市民、事業者等の計画に対する理解と情報の共有化を図り、引いては計画の実効性確保につなげることが期待されます。

一例を挙げますと、分野別対策の「3. 省エネルギー対策（住宅・建築分野）」ですが、「室内環境の維持・改善やヒートショックの低減を始め健康面に対する効果、メンテナンス性の向上、QOL（Quality Of Life）の向上、また、それに伴う光熱費・医療費の節約、不動産価値向上、雇用創出」という副次的効果があります。

次に、資料1「11. 計画の推進体制」をご覧ください。

この計画の着実な推進を目指し、各主体による地球温暖化対策の取り組みを進めるとともに、また、計画で示す市の将来像、基本目標を実現していく取り組みには、多くの部署が関係しており、部署間の意見調整等をはじめ、組織横断的な対応を整備し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していく体制を整えていく必要があります。

そこで、庁内における合意形成等を行う推進組織として「環境調整会議」に加えまして、新たに「市川市地球温暖化対策推進会議」を設置するとともに、この計画の策定・推進に当たって専門的分野から審議・助言をいただくため、環境審議会に諮問・報告し、施策を推進してまいります。

さらに、市民・事業者等で地球温暖化対策を推進するための組織として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「市川市地球温暖化対策推進協議会」を設置しております。この協議会は、市民・事業者・市に加え、関係団体で構成されており、協議会と市で、二酸化炭素排出量の削減に向けて必要な事項を協議するとともに、施策の効果が上がるよう協働の推進体制を整えていくものです。

以上で、資料1及び資料2の説明とさせていただきます。

次に、今後の策定スケジュールについて説明させていただきます。

資料3「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）事業策定のスケジュール案」をご覧ください。庁内の環境マネージャー会議、環境調整会議等で調整しました計画案を、本日、環境審議会に諮問させていただきます。5月、8月、10月に予定しております環境審議会にてご審議いただき、10月には答申をいただき、その後、庁内の環境マネージャー会議、環境調整会議等の調整を行い、平成28年3月までには計画を策定していく予定となっております。

それでは、前回の審議会でご説明の重点施策の指標目標との進捗状況をご説明させていただいた際に、委員の皆様からご質問がありまして本日の審議会でご回答、対応等についてご報告申し上げるということでしたので、主なものについて対応と回答をさせていただきますと思います。

今回の資料4の83ページから85ページにその時の概略がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

重点施策につきましては、83ページの①エコライフの啓発と推進から、85ページの重点施策⑥地球温暖化防止の情報共有までございまして、施策はこの指標目標に掲げられているもの以外に、市民・事業者・行政で主体ごとに役割と施策内容が定められているものがございますが、この重点施策につきましては3番の下の所（資料4 83ページ中段）に解説がございますように、対象といたしましては民生家庭・運輸・廃棄物の3部門を対象としており、この中で早期に実行できる重要な6つの施策を重点施策として選定して計画を策定したものでございます。

前回の審議会ではこの6つの重点施策を実施すると本当に二酸化炭素の削減につながるのかというご質問がございました。これにつきましては計画策定当時の削減効果を申し上げますと、①エコライフの啓発と推進で削減効果は48,900トン、②地産地消の推進では3,200トン、③エコドライブの推進では7,700トン、④3Rの推進では6,300トン、⑤新エネルギー設備の普及促進では15,800トン、⑥地球温暖化防止の情報共有は算出してございません。6つの部門で合計いたしますと81,900トンの削減効果を見込み、これはその当時の削減目標量と決めました115,000トンの71.2%と見込んだものとなっております。

越川委員 もう一度、①と②の数値を教えてください。

水原主幹 はい。

①エコライフの啓発と推進が48,900トン、②地産地消の推進が3,200トンと見込んだものでございます。

次に2点目といたしまして、新たな計画において、目標はCO₂の削減とするのか、エネルギー使用量の削減とするのか、というご質問がございました。

先ほどの計画の基本的事項でもご説明致しましたが、新たな計画では市川市域から排出される温室効果ガスの約90%以上を占めるCO₂を削減目標といたしますが、併せてエネルギー使用量も把握しながら進めてまいりたいと考えております。

3点目については、エコドライブなどの取り組みについて定量化が難しいと考えるがどのような試算となっているのか教えていただきたい、というご質問がございました。

重点施策③エコドライブの推進ですが、先ほど申し上げましたとおり削減効果7,700トンを見込んでおりまして、この算出にあたりましてはエコドライブの推進について国はエコドライブの方法ということで10の方法を推奨しているのですが、その中の削減効果の高い3つの取り組み、具体的には駐停車の際のアイドリングストップ、それから発進時にアクセルをふんわりスタートさせる「eスタート」、それから加減速の少ない運転、この3つの削減効果を基に車の所有者のうち20%がエコドライブに取り組むとして指標目標を設定させていただいたものです。

続きまして重点施策②地産地消についてのご質問ですが、地産地消の定義と、地産地消はどのようなものを基準としているのかというご質問がございました。

地産地消につきましては、食育の取り組みと連携いたしまして、フードマイレージの視点から食料の地産地消を推進するもので、このフードマイレージは、

「食料は、原産地から輸送距離が短いほど輸送に伴う燃料に起因する二酸化炭素排出量を減らすことができ環境に優しい」という考え方に基づくもので、例えば主体別には市民が買い物をするときは地場産物を購入するように取り組みましょう、事業者である生産者や販売業者は地産地消の取り組みに協力しましょう、という取り組みを掲げたものです。

そこで、市民を例に取りますと、前回の審議会でご指摘があったように、市内産の食料を購入することが一番望ましいのですが、市内産の食料を購入することが無理な場合は近隣市や県内産の食料、それから外国産よりは国産の食料を優先して購入することで食料品の輸送に係る二酸化炭素を減らそうという、環境にやさしい消費行動を進めるグリーン購入の一環として地産地消の普及を図るものでございます。

それから最後に新庁舎の建設にあたってどのように取り組んでいく予定であるかというご質問がございました。その時にもお答えいたしました。先ほど資料4の57ページ、②市の取り組みで説明させていただきました公共施設への再生可能エネルギーの設備の導入促進の中で「公共施設の省エネルギー対策の推進」と「市役所新庁舎の省エネ対策」という形で実行計画案にも取り組み内容を掲載させていただいているものでございます。

以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございました。

とても長くて全部丁寧に読むのが大変だと思いますけれども、今の時点でご質問など何かありましたらお願いします。

福田副会長 先ほど事務局からの説明で最後に前回の説明がありましたが、「地産地消の定義」が曖昧ではっきりしていません。前回の質問は、地産地消とは市川市をいうのか千葉県をいうのかという話だったと思います。先ほどのフードマイレージの話は、ぼやかされた感じでその定義、範囲がまだ今一つははっきりとわかりません。その辺りをご説明願えますか。

水原主幹 定義といたしまして市内のものを購入しましょうということではなくて、極力、市川市に近いところで採れたものを購入しましょうということで、特に「市内で調達する」と厳密に定義したものではありません。極力市内で、市内が無理なら近隣市のもの。なるべく産地からの輸送距離が短いものを食料として購入しましょうということが計画を作ったときの考え方でございます。

福田副会長 もう一つ詳細を伺いますが、市内からの距離が近いものという、その「近い」

という定義がわかりません。その範囲について、30km 圏内だったら 30km 圏内としないと、この評価ができないのではないかと思います。その範囲から買ったものを地産地消として輸送距離が短いから効果がある、という様な位置付けにしておかないと、「距離が短いもの」という漠然とした定義では評価できないように思います。それは今後のこれからの計画にもつながっていくと思います。その辺りを明確に今後の計画の中に織り込んでいかないと今後の計画もやはり曖昧なものになるかと思いますから、よろしくお願いいたします。

鮎川会長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

石井委員 地産地消という話がございましたけれども、私たちは市内で農産物を生産する立場にございます。その生産する立場から申し上げますと、生産したものを地元の市場に持っていき、それを市民の方に買っていただくこと、それが地産地消ということだと思います。ただ、近隣の市場あるいは市川の市場は規模が小さいため、生産したものの全てが捌けない。ですからほとんどの生産品が都内の大きな市場に輸送されて流通しております。今、生産コストがすべてにおいて価格が上がっています。都内市場のほうが販売単価が高い。船橋、松戸など市川近隣の市場は規模が小さいものですから価格が高く取引されております。われわれ生産者は少しでも高く売りたいと考えております。

福田副会長 今のお話は審議内容とどの様に関わってきますか。

石井委員 はい。
それは、車を使う運輸部門ということですから近くへ持っていきたいというのは山々なのですが、どうしても遠くの市場に持っていくのが今の現状でございます。

鮎川会長 生産者の側としてどういうことを希望されるかという視点からは、いかがでしょうか。

石井委員 運輸のコストについても、出来れば遠くへ持っていくよりも近いほうが良い訳ですから、市内の方に買っていただければ、それに越したことはございませんが、結果として車を使わないということにはなりません。

例えば、市内の特産物として北部地域で梨を生産しております。梨を生産するにあたって市内の皆様全部買っていただけるのであれば良いのですが、市場は 50%くらいです。その他は地方発送が 50%くらいでございます。そうなり

ますと、宅配業者が車を使って全国に発送するわけですから、大幅な削減はなかなかできないのかと思います。

鮎川会長 わかりました。他にいかがでしょうか。

大場委員 委員の大場でございます。
資料1「11. 計画の推進体制」について、庁内推進体制の枠内に「環境調整会議」とありますが、この会議の構成メンバーはどのような方を想定していますか。

鮎川会長 良い質問ですね。いかがでしょうか。

水原主幹 副市長を会長として、関係各部長で構成された組織であり、既に設置されています。本計画や環境基本計画など、庁内での総合的な調整の場として活用・運営している組織でございます。

大場委員 会長が副市長、それから構成メンバーとしては各部門の部長ということは、この図で言うと関係部署に対して調整を行うという役割を担っています。なぜ聞くかという、この環境調整会議がものすごく重要になってくるからです。良い計画が出来ても結局、予算が必要であり、尚かつ環境だけで取り組むわけにはいかない、総合計画に従って福祉も含めた様々な分野の調整が入ってくるとは思いますけど、果たして調整される側の部門の人間である部長が、環境調整会議に入っていて良いのか。その辺りはどうなのでしょう。どのようなお考えでいるのですか。

鮎川会長 良い質問だと思います。よろしく申し上げます。

清水課長 「庁内推進体制」の下のところを見ていただきたいのですが、「市川市地球温暖化対策推進会議」というものがございまして、これは所管の各課長がメンバーとなる新たに設置された会議でございます。温暖化対策に関する様々な事業にどの様に取り組んでいくのかを各課長がメンバーとなって打ち合わせをし、その上で取り入れていただくということを、今後随時検討していく予定でございます。その後、財政部長もメンバーとして入っている環境調整会議に上げて、各所管でこういう事業をやっていただきたいと、計画目標の達成に向けた調整をしているところです。全ての所管、全ての部長がいるからその機能が無いのではなくて、組織横断的な連携があり、様々な事業に対して意見するものです。

ので、調整会議としてチェック機能もできているものと考えております。
以上でございます。

大場委員 内部でのチェックというのは 部長、課長と上下関係がある組織のなかで、本気で考えて推進していくのであれば予算の割り振りが優先順位をつけられていくわけです。そこまでコントロールが出来るのか、そういう体制になれるのかどうか。予算決めの時に、部門調整であり、財政部が上に立って調整しているわけですから、そのことから見ても、環境調整会議の中で予算取りがきちんと出来るのかは、甚だ疑問だと思えます。構成メンバーについては環境審議会の中でご審議頂いて、良い方向、良い体制をつくっていただきたいと思えます。それは今後の課題としていただきたいと思えます。

鮎川会長 ありがとうございます。

越川委員 先ほど、資料4の83ページ、重点施策の実施状況のところでは115,000tという目標数値が出てきて、これは二酸化炭素の排出削減の目標だと思いますが、これはいつからいつまでの間に達成するのが115,000tなのでしょうか。どこに記載があるのかわからないので質問の前にそれを教えて下さい。

水原主幹 現計画では、資料4の81ページにあるとおり、計画期間の平成21年度から平成28年度までの8年間に目指す二酸化炭素削減効果ということで申し上げます。

越川委員 わかりました。
それで、2020年までの目標をこれから作っていくわけですが、83ページに示された6つの重点施策の取り組みを行うと削減効果が81,900tで、70数%ということですが、削減したい二酸化炭素の排出量と重点施策の取り組みによる削減効果の70%との差分は、資料1「7. 計画の施策体系（市の取り組み）」にある25の取り組み項目をやることで埋まるという考え方でよいか、教えて下さい。

水原主幹 申し訳ございません。
重点施策は現計画のものであり、一方、資料1「7. 計画の施策体系（市の取り組み）」で示したものは、次期計画のものであります。平成28年度から平成32年度までに取り組む指標は、8番（資料1「8. 各基本目標における取り組みの指標」）で示したものであり、次期計画の取り組み指標でございます。

越川委員 年度のずれがあって混乱しているのですが、これから削減の取り組みを行っていく上で、取り組みの結果は資料1「8. 各基本目標における取り組みの指標」に示されている指標で見ていくということですね。全ての取り組みについて指標で評価していくのではなくて、重要なものを指標として取り出していて、この指標を達成できればと良いというのは分かりましたが、先ほどの現計画にあった差分が埋まることになっているのかが聞きたいところです。埋まるというのであればそれで良いのですが。

水原主幹 取り組み指標で全てこの短期目標が達成できるのかというご質問かと思いますが、資料4の91ページ以降をご覧くださいと思います。

先ほど、資料1「6. 市川市の二酸化炭素の排出量の削減目標」のところで、削減効果量のご説明をいたしました。算出にあたっては国の施策による削減効果量、このような家電製品の効率改善や省エネ家電・照明の普及、高効率エアコンの普及など92ページ以降にも記載がございます。こういった効果を市川市として、資料1「7. 計画の施策体系（市の取り組み）」の取り組み項目につながる具体的な取り組みや事務事業を行うと、短期目標の削減効果量である298千tの達成ができ、ご質問の「差分が埋まる」という設定となっております。

越川委員 ここまでは理解しました。

それでは、83ページの表にある「エコライフに取り組む世帯数」の目標達成率について、資料1「8. 各基本目標における取り組みの指標」の基本目標3の「Ⅶエコライフの実践率（「いつも取り組む」世帯の割合）」は現状50%から2020年度目標65%となっております。この資料4資料編に示された現計画における「エコライフに取り組む世帯数」と、資料1に示された次期計画案の「エコライフの実践率（「いつも取り組む」世帯の割合）」というのは異なることを言っているのですか。

もし同じことを言っているのであれば、既に目標を達成していることになり、別のことを言っているのであれば少しわかりにくいと思います。

水原主幹 先ほど説明の中で申し上げたとおり、毎年状況を把握、定期的に観測をして、公表していく予定となっておりますので、その手法といたしまして市の登録アンケート制度である「eモニ」を活用してエコライフの実践率等を把握しております。そういった形態で今後毎年進捗管理をしていく指標としては「率」で見ていくほうが適当であるとして、このように設定してございます。

鮎川会長 質問としては、資料1「8. 各基本目標における取り組みの指標」の基本目標3

の「Ⅶエコライフの実践率（「いつも取り組む」世帯の割合）」と資料4の83ページの表にある「エコライフに取り組む世帯数」というのが同じなのかということをお聞きなのだと思うのですが。

福田副会長 資料4の83ページの表では目標達成率67%となっているのに対して、資料1では目標を65%としており、目標が現在の達成率より低くなるのですか、という質問です。

越川委員 その2点です。少しわかりにくいということです。

石井部長 資料4の83ページの達成率については、目標の世帯数を165,000世帯とし、110,000世帯が取り組んでいるので67%という達成率となっています。

今回、資料1で示させていただいているのは、全体を捉えた中での率が65%という考え方でございます。もちろん、全世帯でのアンケートはできませんので「eモニ」等を活用させていただきますが、アンケートの答えの中で「いつも取り組む世帯」が65%の回答を目指してやっていきたいという趣旨です。

以上です。

越川委員 165,000世帯になると、65%になるという理解ですね。それでいいですね。違いますか。

石井部長 「eモニ」によるものなので分母が違いますが。

越川議員 資料4の83ページの表にある目標達成率が100%になると、資料1のエコライフ実践率が2020年度目標の65%になるということだと思うのですが、そういうことですか。

水原主幹 計画の見直しにあたりまして、平成25年の3月末から5月にかけて市民アンケートを実施いたしました。そこで、エコライフの23の項目、日常生活でどのように実施していますか、というアンケートを行ったわけですが、その結果、「いつも行っている」という回答者の割合が約50%でございました。2020年度はその割合を65%に引き上げていこうという目標で、ここでは指標とさせていただきます。

鮎川会長 ご説明の中でわかりにくいのは和暦を使用されたり、表や資料は西暦で記載されているため、すぐに頭が切り替わらないことです。できれば西暦で言って

いただきたい。表や資料が全部西暦を中心としているので、そのほうがわかりやすいと思います。これは私からのお願いです。

越川委員 資料4の83ページの表にある目標達成率の数値は、検証の結果であり、資料1の取り組みの指標にある実践率の数値とは異なるということはよく分かりました。

では資料1「8.各基本目標における取り組みの指標」の基本目標1の「I公共施設における再生可能エネルギーの導入数」や基本目標2の「III都市公園面積」などについての質問です。都市公園であれば、設置できる面積が一定程度ある中で、これぐらいなら達成できる、あるいは、場所は決まっていないが潜在的には設置を想定しているエリアがある等、そういった実現可能な目標を立てているという理解で良いのかというのが質問の1つです。

それから、(資料1「8.各基本目標における取り組みの指標」)基本目標3の「VI環境活動推進員(呼称:エコライフ推進員)の啓発回数」にある2020年度目標100回について、目標を掲げて実践してエコライフの取り組みを促進していくというのが重要だとはわかりますが、100回に必ずしも固執するような目標でもないと思います。この中で達成しなければならない目標と、そうではない努力目標は切り分けたほうが良いのではないかと思います。

エコライフの啓発30回で目標達成しているのに100回も絶対やらなければいけないとなってしまうとおかしな目標になってしまうので、管理指標としては良いと思いますが、目安とする目標と達成したい目標とを分けたほうがよいのではないかと、という2点です。

鮎川会長 いかがでしょうか。

目標はCO₂削減に結びつく実効力のあるものと、努力目標とするものを分けたほうが良いというご意見だったと思います。

水原主幹 指標目標、努力目標がCO₂削減につながるものかということにつきましては、今後、より本質的な指標目標設定かどうか、ご審議の中で検討させていただきたいと思います。

都市公園面積等については、それぞれ施策の体系と指標目標の設定にあたりまして、関連部署との意見調整や関連する計画との整合性を図る中で、例えば都市公園面積については、「市川市みどりの基本計画」の目標である「都市公園面積229.60ha」と目標年度がずれておりますが、計画における途中年度の指標目標もございませんので、ここではこの数値を使わせていただいたということでございます。

鮎川会長 他にいかがでしょうか。

かいづ委員 私は1月22日に中央図書館のグリーンスタジオで開催された「学校環境 ISO」という、曾谷小学校、八幡小学校、須和田の丘支援学校、第五中学校の子どもたちによる環境問題の発表会に出席しました。とても子どもたちが熱心で感心いたしました。本当に素晴らしい発表会でした。

先ほどの説明にもありましたが、地球温暖化対策で大切なものは、新庁舎が見本となるような取り組みであり、その中でも行政が中心となって、まち、商店街、住宅街、交通機関、農業などありますが、もうひとつ、学校に対して啓発活動、啓蒙をするということを加えていただくと良い。もっと環境審議会で扱っている内容をわかりやすくして、学校に行き行って教えてあげる、映像を通して分かりやすくしてあげると良いと思います。そうすると、今の小中学生がゆくゆく我々の年代になりますから、その時にはもう既にそういうことは知っていて、実行の段階であるとなれば、とても市川市が良くなるでしょうし、もちろん日本全体も良くなると思うので、これは是非、学校と連携して、こういう問題もやっていただきたい。どうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

鮎川会長 いかがでしょうか。

清水課長 事務局でございます。

かいづ委員のおっしゃるとおりだと思っております。事務局と致しましても学校における環境学習の推進は重要であると考えております。基本目標3においても「人づくり」ということを入れておりますが、小さい子どもから環境について意識を持つということは重要だと思っております。ご意見を参考に今後でも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

後藤委員 資料1は、この計画の基本になる部分だと思います。まずタイトルについて、「市川市地球温暖化対策実行計画 区域施策編 概略(案)」となっておりますが、「区域施策編」は括弧書きとするのかしないのか。これをまずはっきりしてください。

鮎川会長 「区域施策編」というのは、私も違和感を覚えました。これはどういう意味なのでしょう。

後藤委員 「区域施策編」があれば、別の編もあるのでしょうか。

水原主幹 資料4の9ページ、2-1計画の基本的事項において記載がありますが、実行計画は地球温暖化対策推進法に基づいて策定するものですが、今回諮問させていただいているのは、市川市域から排出される温室効果ガスの削減計画である区域施策編でございます。もうひとつ事務事業編というものがあり、これは市川市が事業者として事業活動を行う上で発生する温室効果ガスを削減する計画になります。このため、「区域施策編」は括弧書きとするというのが正式となります。

なお、事務事業編については既に策定しております。

後藤委員 よく分かりました。

それで、例えば資料1は括弧書きにせず、資料2は括弧書きにしていますが、これはどちらですか。

清水課長 括弧書きで統一しますので、今後見直しを行っていきます。

後藤委員 資料1「3.計画の将来像」について、太字で示されている「自然と文化に育まれ、活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ」とありますが、低炭素とはどのようなものなのか。温暖化防止でしょうか。つまり、CO₂を代表して言っているものと思いますが、フルオロカーボンもありますし、温室効果ガスは他にもいろいろあるわけです。一応CO₂にターゲットを絞っていて、それをもって炭素としているようではありますが、何か、炭素だけが悪役のように思われてしまいます。目的は地球温暖化防止であるのに、なぜ「温暖化防止」というキーワードを入れないのかわかりません。

清水課長 事務局でございます。これについてはあくまで事務局の案でございますので、この将来像についても環境審議会の中で、委員の皆様にご議論いただき、良いものにしていただきたいと思います。以上でございます。

後藤委員 資料1「8.各基本目標における取り組みの指標」の、基本目標2のうち「Ⅲ都市公園面積」の欄中の括弧書きで2.6%という記載は、市川市の面積に対するパーセンテージですか。2.6%とか4.1%というのはそういうことで良いですか。

清水課長 そのとおりでございます。

後藤委員 ということは、その分子にあたる公園というのは、名称に公園と付いているものについてピックアップしているのですか。

水原委員 都市公園に位置づけられるものでございます。

後藤委員 都市公園という規定の中で、その数値を挙げて、2.6%を4.1%にするということですね。その場合は、他のデータもそうですが、分母や分子の表現、何に対しての数値なのかを一般の人にもわかるようにして下さい。

それから、最後のページになりますが、9番目（資料1「9.地球温暖化に対する適応策の推進」）の4番目、「自然生態系対策（生物多様性の保全）」について「生態系のモニタリング」とは、どの程度の内容なのか教えてください。

清水課長 事務局でございます。

こちらにつきましては、前回の審議会の中でも「生物多様性いちかわ戦略」を策定する時に審議をいただいたものでございます。現在、策定した戦略に基づいて、来年度から市内生態系、いろいろな生物、昆虫など、市の指標になるものを選定してモニタリングをしようと考えております。市内にどういった生き物があるか等を把握する一つの手段として、モニタリングという形態で考えている調査でございます。今後詳細が決まり次第入れていき、わかりやすい表現にしたいと思っております。

後藤委員 モニタリングの対象として昆虫や動物は結構挙げられますが、一番見落としがちなものは水生植物です。これは是非入れるようにしてください。よろしくをお願いします。

それから、11番目（資料1「11.計画の推進体制」）のブルーの枠ですけれども、先ほども少々ご意見がありました。環境調整会議というのがあります。これは庁内でやられるのですか。つまりPDCAサイクルからいくと、チェック機能が全然無いものです。これはどうでしょうか、これでやっていけるのでしょうか。

というのも、一番危惧しているのは、現計画で8年間ずっとやっていますが、まだ一度も中間チェックをやっていませんね。今回5年間の計画は毎年チェックするのでしょうか。

様々な意味で、私が言いたいのは、チェック体制はどのように盛込むのかということです。これをお伺いしたいと思っております。

清水課長 事務局でございます。

「市川市地球温暖化対策推進会議」は課長が中心となった会議ですが、その中で、7番、8番（資料1「7. 計画の施策体系（市の取り組み）」、「8. 各基本目標における取り組みの指標」）についての進捗状況を毎年確認します。その中で進捗状況をチェックしまして、公表していく形になるかと現在考えております。以上でございます。

鮎川会長 モニタリングについて、チェック機能について、もう少しご意見は無いでしょうか。

福田副会長 後藤委員からキャッチフレーズ、文言の見直し、これは審議会の検討事項ということよろしいですか。

それから数値が分かるような根拠や、モニタリングの範囲など、そういった説明が無いということですので、それについても事務局で検討できるものは検討してみてください。

また、会議における外部のチェック機能、これについても今後、事務局で検討課題として詰めてほしいと思います。

もう一点、先ほど資料1の話が出ましたが、「5. 市川市の二酸化炭素の排出量の現況」について、細かいようですが、グラフが2つありまして、下のほうの折れ線グラフのほうですが、縦軸の単位が千t-CO₂となっていますが、これはパーセントではないですか。この辺り、概要版で単位が間違っているといけないので訂正お願いしたいと思います。

私からは以上です。

清水課長 事務局でございます。

申し訳ございません。色々と不備がありますが、こういった箇所については次回までに必ず確認しまして、また提示したいと思いますので、よろしくお願いたします。

鮎川会長 他にいかがでしょうか。

新井委員 資料1の「10. 地球温暖化対策がもたらすコベネフィット（副次的効果）」の個別の取り組みのところですが、「2. 歩道の利用環境の整備」をすると、健康の維持増進、医療費の削減、コミュニティの活性化と書いてありますが、歩道を整備すると歩きやすくなり、皆が歩くから健康になり、また、段差も少なくなるとって転ばないから医療費がかからなくなり、それで皆が集まりやすくなるという考え方でよろしいのですか。

水原主幹 副次的効果と歩道の整備との関係が見えづらいかと思いますが、国土交通省が昨年8月に、2050年ぐらいの国の在り方ということで、今後まちづくりを推進していく上で、単に都市基盤とかまちづくりの分野だけではなくて、健康・医療・福祉に配慮したまちづくりを、今後超高齢社会ですとか、少子化のなかで、いろんな課題を解決していくためには、歩いて近くに行けるようなまちづくりを、健康や福祉の推進の観点からも進めていく必要があるということで、そういったガイドラインの考え方を織り込んで、この様なコベネフィットを提示させていただいたものです。今後は単に温暖化対策だけではなく、低炭素なまちづくりを進めていく中で、今後の市川市の課題となる、超高齢社会や少子化の課題の解決に向けて、関連する部門と連携を取りながら進めていくためにも、こういった副次的効果を掲げて取り組んでいきたいと、そういう趣旨でございます。

鮎川会長 他にいかがでしょうか。

石原委員 それではまず、目的のところですが、資料1でも資料4でも良いのですが、資料1では「2. 計画の基本的事項」のところ、本市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、と書いてありますが、先ほど後藤委員がおっしゃったこともそうですが、この目的というのは、本当に温室効果ガスの排出削減なのか。それとも地球温暖化防止あるいは地球温暖化対策、それとも空気中のCO₂量を減らす、抑えるというものなのか。まずここが問題だと私は思っています。そこからまず一つ聞かせてもらって、その後また質問させてもらって良いでしょうか。

水原主幹 恐れ入りますが、資料4の9ページに目的の詳細がございますが、法律に基づく施策の実施目的ということで、市川市の区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のために必要な総合的・計画的な施策の実施というものが目的でございます。

石原委員 地球温暖化防止、その中でもCO₂が最も大きな部分であるということですが、空気中のCO₂濃度を増やさない、あるいは増やす速度を遅くするということが目的だとしたら、その対策には排出量の削減と吸収量の増加の二つしか方法が無いということをいつも申し上げます。

つまり、森林においてCO₂を吸収させる方法も我々市川市民には、あるいはまた市川市が事業として貢献したり関与するという事も出来ると思っている

のですが、これについては今回の目的から始めから抜いてあると考えると良いのですか。それとも、それも入れて地球温暖化防止に取り組むというように変わっても構わないのでしょうか。

水原主幹 分かりづらくて書き直す必要があるのかもしれませんが、資料4の9ページの「温室効果ガスの排出の抑制等」の中には、石原委員がおっしゃるようなCO₂の吸収源対策、都市緑化の推進がどれだけ市川市において効果があるかは別と致しまして、CO₂の排出抑制と吸収源対策を包含したものであると考えております。

石原委員 もしそうだとすれば、少々表現を変えて、地球温暖化対策、地球温暖化防止、あるいはCO₂など、その辺りを考えてほしいと思います。

CO₂削減対策だとしたら、CO₂の排出を抑制することと吸収源の対策ですね。これを明確にどこかで言ってほしいと思っています。

そうなる就先ほど水原主幹が都市緑化の話をしました。結局、吸収源対策としては市川市内ではまず無理ですね。日本の奥地の森林を含め、あるいは世界の森林を含めてということになるわけです。そこに市川市民が貢献できるということをどこかで謳ってほしいと思っています。

例えば、木造の家を建てていくとか、公共施設を建てる際には木造建築という法律もあるわけですから、これを進めていくということもありますし、あるいは環境教育の中に森林の重要性、森林に対する我々の貢献というところを学習するというのも当然入るものと思っています。

具体的なものに入ってすみませんが、資料1の「7. 計画の施策体系（市の取り組み）」I-①公共施設のところで、資料4で言うと57ページのところで、「公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進」の記載があり、その右側の内容の欄、今後予定されている市役所新庁舎の建設や道の駅とある中に、ここにわざわざ太陽光発電システムを入れるという話があるのであれば、「出来るだけ木造建築や、木材を使う」などと当然入って良いと思います。

それから住宅の設備の話でいうと、エコ住宅の話です。これはII-②（資料4 60ページ）になります。これについても、「木造の家を建てれば補助金を払う、木造推進、啓発」でも何でもあるわけです。

それから、VII-③の環境情報の提供（資料4 70ページ）の中にも、今言った緑地の保全、それから森林の重要性等も当然入っておかしくないし、森林の機能や重要性を知って森林保全に何が貢献できるかという話も当然あるのではないかと思います。

こういうことを含めないと、ただエコライフというか、節約や省エネという

方面だけでやって良いのでしょうか、というところを指摘させていただいて、皆さんのご見解をお聞かせいただければと思います。

鮎川会長 非常に良いご意見ありがとうございました。いかがでしょうか。

水原主幹 ご質問のうち、公共施設への地産地消の観点から、木材の利用促進については、事務局でも検討して庁内の関係部署に働きかけはしたのですが、現在のところ調整がつかず、導入の予定は無いということでございましたので、今後、もう一度庁内で調整をし、検討させていただきたいと思います。

それから環境教育等につきましては、今でも市民や関係団体と、先ほど地産地消もございましたが、エコライフの啓発の一環として、グリーン購入の推進を行っておりまして、その中で、適正に管理された木材、国産木材の調達に努めましよう、いわゆるエコマークですと FSC というようなものの付いた製品を優先して購入しましよう、という取り組みを進めてはおりますが、ご指摘も踏まえて取り組み内容についての見直しをしていきたいと思っております。

鮎川会長 よろしいでしょうか。

石原委員 今の話は、結局、事務事業編等にも載っているからということでおっしゃっているのだと思うのですけれども、やはり、この計画に、そういうことを書いてほしいと思います。市民の目にも触れるし、そういうことも取り組みの中に入る、という話でなければいけないのだらうと思います。

先ほど予算の話もありましたが、やはり、この環境審議会であったり、環境部門の熱い思いはどこかに入れていただくべきだと思います。予算でも、木材以外の建材を使う方が良いという話になりやすいとは思いますが、それだけではないと思いますから、その思いをどこかにちゃんと詰めてください、というのが私の要望です。

鮎川会長 ありがとうございます。次、お願いします。

金子委員 金子です。資料1の「8.各基本目標における取り組みの指標」の基本目標3の「Ⅶエコライフの実践率」についてです。このeモニでの項目、資料4にも書いてありますけれども、これは市民一人ひとりの意識を変えていくということ、地球温暖化に対する意識の改革ということが非常に大事な問題だと思います。

取り組みの指標は「いつも取り組む世帯の割合」となっています。この項目

を見ますと、大体皆さんがエコライフを実践しているということになりますが、実際に毎日どの程度実践されているのか。毎日実践している人は1ヶ月間電気代がこれだけ安くなった、水道代がこれだけ安くなった、これだけ得をする、というのが分かるように、市民一人ひとりにわかりやすい資料を出していく必要があると思います。

それから私も前に議会で言ったのは、ゴミ袋についてです。45Lの袋がスーパーでは当たり前の様に売られていますが、単身世帯や老夫婦二人だとゴミが45Lまで溜まるということはほとんどないわけです。30L、10Lはほとんど売られていないのです。そうすると、スーパーでレジ袋をもらい、ゴミをこれに入れて、溜まったら今度はゴミ袋に入れていきます。レジ袋、それからゴミ袋も両方燃やすという、こういう二重の無駄があるのです。

もっと袋の小さいものを安くする等、やっていく必要があるのではないかと思います。これは業者側の競争で値段を決めていると思うのですが、もっと小さいものを売るようにする、それももっと安く売れるようにする。そして、スーパーのレジ袋もゴミとして出せるようにしても良いのではないかと私は思います。生協等ではレジ袋1枚5円でお金を取るわけですが、また、ほとんどの店では、レジ袋を取らない場合にはポイントを貰えるようになっています。製品もレジ袋とゴミ袋ではほとんど変わらないと思いますので、その辺り、是非ご検討いただきたいと思います。

それからゴミの排出についても、地域によって随分と差があります。きちんと分別しているところと、アパートが多いところ、行徳などではまだまだ分別が悪いという話も聞いておりますので、そういう市民一人ひとりへの啓発、継続的に本当に一人ひとりがエコライフに取り組んでいくということが、私はポイントのひとつではないかと思います。

それから、資料1「9.地球温暖化に対する適応策の推進」のNo.1の緑地の保全・創出、都市緑化の推進についてです。この緑地が今、北部に集中していますが、どんどん開発がされています。

緑地の保全のひとつは梨農家です。梨畑が大きな緑地になっています。しかし、後継者がいなくなると周りに虫が発生して迷惑をかけてしまうため、すぐ潰さないといけなくなります。本当にもったいない話です。緑地の保全という問題は、真剣に考えないといけない。それには農家を補助することや、みどり会への補助金をもっと上げることなどを検討していただきたいと思います。

それから緑地の創出の問題。これは駐車場の緑化や屋上緑化などがあります。一方で屋上緑化に補助金を出すよりみどりを持っている農家にもっと出したほうが、どれほどCO₂削減につながるのかなと思います。効果を考えれば、そちらにもっと手厚い援助をしたほうが良いと私は思います。何か意見があれば話

してください。

清水課長 事務局でございます。

委員のおっしゃっていることにつきましては、何遍もお話して申し訳ないのですが、市川市地球温暖化対策推進会議の中で、この環境審議会で頂いたご意見等も伝え、共有化して、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

水原主幹 一人ひとりの温暖化対策、エコライフの実践につきまして、ゴミの部分については関連する部署と連携を取りながら進めるとともに、私どものほうでも環境活動推進員、通称エコライフ推進員の事務局をやっておりますので、エコライフの啓発の中で、一日一日の実践ということを面的に広めていくことに取り組んでおります。また、一般市民を対象にこれまでも節電対策ということで、夏と冬に、広報等を通してキャンペーン期間を設けまして、光熱水費の削減などの経済的効果もアピールしながら取り組んで一定の効果をあげていますので、こういった取り組みを参考に、毎日実践できる普及の方法についても、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

福田副会長 資料4の53ページの表4-5欄中の数値が少し理解できないので教えていただきたいと思います。

平成17年、2005年度を基準年度として、6.0トン/年としています。上のグラフ(図4-2)では、2005年度比15%削減を平成32年度2020年度における短期目標としています。その次が中期目標として20%削減。

表4-5では長期目標を2050年度に2トン/年としていますが、図4-2に記載された各目標年度の削減率を用いて、基準年度から削減していってもこのトン数にならないのですが、これはどういう根拠でこの数値が出てきたのか教えてください。

水原主幹 長期目標の2050年度を例に取りますと、この時の排出量をその時の将来人口予測である40万人で割り戻しますと、約2トン/年になるということでございます。

福田副会長 表4-5に記載された基準年度における市民一人当たりの二酸化炭素排出量6.0トン/年に、2020年度の短期目標である削減目標15%を引いた85%を掛けると、短期目標時における一人当たりの排出量は5.1トン/年になります。同じ

く中期目標は80%を掛けますから、4.8トン/年になりますので、表に示された値とは異なります。一方で、長期目標は1.8トン/年になりますので「約2トン」と表記してあるのはわかります。なぜ、短期・中期目標と長期目標に差が出るのかを教えてくださいと思います。

どういう根拠でこの数値になるのか。その根拠があるのでしたら、この表を作るときに、その説明文を入れないと数値が合わなくなります。理解できなくなります。今答えられないのでしたら、次の会議の時でも良いですからお答えください。

水原主幹 副会長のご指摘のとおり、そこに記載が無いので分かりづらいのですが、それぞれ、短期目標の2020年度の二酸化炭素排出量は2,445千トン、それから中期目標の2025年度には2,277千トンと予測されます。これに対してその時の推計人口で割り戻すと、2020年度には5.4トン/年、2025年度には5.2トン/年になります。

補助線が無いので分かりづらいのですが、その時のそれぞれの目標値を、その時の推計人口で割り戻したものが、それぞれの一人当たりの年間二酸化炭素排出量の目安、指標になるものでございます。

福田副会長 それでは、単位も「年」ではなくて「年・人」ですね。そして、もしできれば、この表に人口を入れて、この推計人口で割りましたという説明書きを入れるべきです。

清水課長 推計人口を入れて「トン/年」と表記します。

福田副会長 はい。そういうことが、他にも多分あるかと思います。そういう点を再度見直して、この資料を市民の誰が見てもわかりやすいような計画にしてください。見る人の感覚で変わったり、思いが違ってくると困りますから、もう一度、再度見直してください。

今まで委員の皆さんから頂いた意見を、出来る範囲は検討してもらって、次回までに回答できるような検討をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

鮎川会長 はい、ありがとうございます。

そろそろ時間になりますが、今日はとても良い議論ができたと思います。

答申を出すのは随分と先の話になりますが、これから皆様の意見を色々集約しながら答申を作っていくことになりますので、今日言い切れなかった事があ

る場合は、どの様にすれば良いでしょうか。
事務局からご説明をお願いします。

清水課長 事務局でございます。

今日は諮問をさせていただきました。次年度の予定は先ほど水原からお話させていただきましたが、今後の審議の中で様々なご意見をいただいて、答申をいただくこととなります。

本日、時間の関係でご意見をお伺いできなかった内容につきましては、後ほど用紙をお配りさせていただきますので、そこでご意見をいただきたいと思えます。対応につきましては、次回までにある程度反映できるものは反映していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

鮎川会長 それでは、他にはありますか。

越川委員 先ほど、後藤委員や石原委員からもありましたが、計画の対象とする範囲を明確にしないと、第三者がこれを読んで混乱する可能性があります。この計画の範囲というものを明記する必要があります。その前段となる「理念」や「考え方」とともにです。

例えばエコライフを推進するために疲弊しても仕方がないわけで、やはり「無理なく、無駄なく、市民ができる」などの考え方や理念を書く必要があります。また、金子委員からもありましたゴミ袋などに関する話です。

地球温暖化に関する最初の環境審議会の時に、「マイバッグを使うほうが石油の使用が増えるのではないか」とか、「割り箸を使わないでマイ箸を使うと中国の森林伐採が進む」などの議論もあるが、その辺りはどうなのでしょうかと私が発言したところ、環境審議会の専門委員の先生から「そういう話はやめて、今後の議論をしましょう」と言われましたので、その前提で審議している訳です。

しかし、先ほど新井委員からも、「歩道の整備は健康増進につながるのか」等とありましたが、やはり議論が進んでいくとどうしても様々な疑問が出てくるので、やはり、理念とか考え方をしっかりしないと堂々巡りが続くのではないかと思います。

この2点だけ最後に申し添えて、第三者、誰が読んでも分かりやすい計画が出来れば良いと思えます。

鮎川会長 はい、ありがとうございました。

今日は良い意見がたくさん出たと思いますので、また次回に審議してまいりたいと思います。この件について、審議は以上でよろしいでしょうか。

それではその次に、「次第 5. その他」がございます。

事務局からお願いします。

清水課長 事務局でございます。

恐れ入ります、資料 8 をお願いいたします。市川市手数料条例の改正についてご説明させていただきます。

野生鳥獣を飼養しようとするものは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、飼養の登録を行う必要がございます。今までもこれに則って実施しており、登録に際しては登録手数料を徴収することが市川市手数料条例第 2 条の別表に規定されているところでございます。

この度、平成 26 年 5 月 30 日に法律が改正、公布され、本年の 5 月 30 日に施行されることとなっております。この法改正により、法律の名称に「管理」という文言が入りまして、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と名称が変わることから、市川市手数料条例の別表で引用している法律の名称を変更するため、市川市手数料条例の改正を行うものでございます。

以上でございます。

鮎川会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ本日の終了予定時刻になります。今日言い尽くせなかった意見等については、配布する用紙に記入の上、FAX またはメール等で事務局宛に出していただきたいと思います。

本審議事項は内容が多岐にわたり、今後も審議に時間がかかると思いますので、審議会の効率的な運営を図るためにご意見をいただく形態を取って審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で、本日の市川市環境審議会を閉会いたします。